

16. 口唇裂・口蓋裂の社会福祉制度はどうなっているの？

・口唇裂口蓋裂治療には、乳幼児医療費、自立支援医療費（育成医療、更生医療）の助成制度が利用できる。

口唇裂口蓋裂の治療に関しては、健康保険が適用されます。手術の内容、患者さんの年齢、入院期間によって、かかる費用に多少の差はあります。通常、口唇裂や口蓋裂の手術を行った場合、約2週間程度の入院が必要となり、入院費、治療費をあわせて、ご家族の負担額は現在の診療報酬制度によりますと15万円から30万円となります。しかし、1) 乳幼児医療費助成制度や2) 自立支援医療制度（育成医療）を活用しますと、ご家族のご負担は軽減します。また、18歳以降の口唇口蓋裂に基づく著しいそしゃく障害に対する歯科矯正治療や手術に関しては3) 自立支援医療制度（更生医療）が利用できます（図15）。

1. 乳幼児医療費助成制度（子ども医療費助成制度）

乳幼児医療費助成制度（子ども医療費助成制度）は、子どもを養育している家庭に医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上や健やかな育成を図ることを目的とします。医療機関を受診した時などに支払う健康保険の自己負担分について助成されます。医療費助成の対象や内容は自治体によって異なります。ちなみに、大阪府堺市の場合は、助成対象は健康保険加入者で堺市内に住所のある0歳から中学校卒業までの子どもとなっております。対象者には医療証が発行され、一部自己負担金は発生しますが、通院および入院でかかった医療費が助成されます。一医療機関あたり、月2回を限度に各日500円までの一部負担金を必要とします。なお、他の法令等により公費負担を受けることができる場合（自立支援医療制度等）は、その公費負担が優先されます。次に述べる育成医療で発生する自己負担金が乳幼児医療費助成制度における一部負担金を超える場合には還付されます。

2. 自立支援医療制度（育成医療）

育成医療とは身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、当該障害児に対して行われる生活能力を得るために必要な医療のことを指します。機能障害を伴うと思われる特定の疾患に対して、18歳未満の児童が指定自立支援医療機関で治療を受ける場合のみ、必要な医療費を都道府県が負担する制度です。医療機関で支払う自己負担金は、原則として医療費の1割です。「世帯」の所得や住民税額に応じて自己負担金の上限額（月額）も設けられています。申請は原則的には治療開始前に行います。

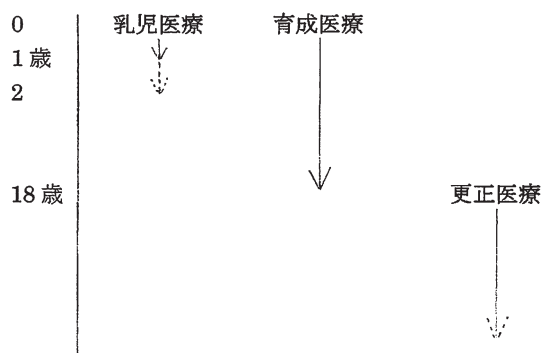


図15 口唇裂口蓋裂で利用できる社会福祉制度

3. 自立支援医療制度（更生医療）

この制度は、身体に障害のある人が自立して日常生活または社会生活を営むことができるようにその障害を除いたり、軽減したりするための医療費の一部を助成するものです。身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人を利用できます。口唇裂口蓋裂に起因した音声言語障害やそしゃく機能障害に対する矯正歯科治療や口蓋裂手術が対象となります。費用は原則として医療費の1割負担となりますが、所得状況や疾病の内容に応じて負担の上限額があります。更生医療申請には、まず身体障害者手帳の取得が必要で、指定歯科医師が作成した診断書・意見書と指定医師が作成した診断書が必要です。手帳作成後、更生医療の申請を行うことになります。詳しくは市町村の福祉事務所に問い合わせてください。

口唇裂口蓋裂治療に対する社会福祉制度は時代とともに、法令の改正等で変わるため、手続きで不明な点は医療を受けられる病院のケース・ワーカーや自治体の福祉課に問い合わせてください。